



1 住所及び氏名

フリガナ	F03										
氏 名	F04										
住 所	郵便番号	F05	—			電話番号	F07	—			—
	F06										

フリガナ	E01										
氏 名	E02										
フリガナ	E03										
氏 名	E04										

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項				土地等に関する事項				
居 住 開 始 年 月 日	㉞	N01	令和			N03	令和			
		年 月 日				年 月 日				
契 約 日	G01	㉟	N02	令和						
契 約 区 分			年 月 日							
補助金等控除前の取得対価の額	㊲	G02				㊳	G05			
交付を受ける補助金等の額	㊴	G03				㊵	G06			
取得対価の額(㊲-㊴)(㊳-㊵)	㊶	G04				㊷	G07			
総(床)面積	㊸	C01				㊹	C03			
うち居住用部分の(床)面積	㊺	C02				㊻	C04			
不 動 産 番 号	家屋	E05								

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㉞	N04	令和			
		年 月 日				
契 約 日	㉟	N05	令和			
		年 月 日				
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊲	G08				
交付を受ける補助金等の額	㊳	G09				
増改築等の費用の額(㊲-㊳)	㊴	G10				
㉞のうち居住用部分の金額	㊵	G11				
増改築等をした家屋の総床面積	㊶	C05				
土地	E06					

4 家屋や土地等の取得対価の額

		㊱ 家 屋		㊲ 土 地 等		㊳ 合 計		㊴ 増 改 築 等		
あなたの共有持分	㉟	G12		(分子)	G17			G25		(分子)
		G13		(分母)	G18			(分母)	G26	
(㊲、㊳、㊴) × ㉟		㊵ (㊵×㊱の㉟)	㊶ (㊶×㊲の㉟)		㊷ (㊷×㊳の㉟)		㊸ (㊸×㊴の㉟)			
※共有でない場合は、㊲、㊳、㊴を書いてください。		G14			G19			G22		
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㉟	G15			G20			G23		
あなたの持分に係る取得対価の額等(㊵ - ㊶)	㊱	G16			G21			G24		

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30		8%	G31		10%	G32		税率が10%の場合に㉞、㉟に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	G33			
6 特例対象個人に係る事項等										夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。		G34	

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		㊱ 住 宅 の み		㊲ 土 地 等 の み		㊳ 住宅及び土地等		㊴ 増 改 築 等			
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	G70	㉞	G35			G39			G43		
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㉞の割合	㉟	C06			C08			C10			
住宅借入金等の年末残高(付表)の㉞の金額	㊱	G36			G40			G44			
㉞と㊱のいずれか少ない方の金額	㊱	G37			G41			G45			
居住用割合	㊱	㊱÷㊱	C07			㊱÷㊱	C09			㊱÷㊱	C13
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(㊱×㊱)	㊱	G38			G42			G46			
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊱の㊱+㊱の㊱+㊱の㊱+㊱の㊱)									㊱	G51	

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㉞欄から㉞欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	㉞	高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㉞	断熱改修工事等の費用の額	㉞	特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㉞	特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	
	G52			G53			G54		
㉞ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㉞	特定の増改築等工事の費用の合計額(㉞+㉞+㉞+㉞)		㉞	あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(㉞又は㉞×㉞の㉞)		特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(㉞と㉞のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)		
G56			G57			G58	㉞ G59		

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	※	二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	G60		㉞	G61	00
---------------------	---	----------------------	----	-----	--	---	-----	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一年中取得	G62		㉞又は㉞の金額(10%に係る部分のみ)	㉞	G63	
家屋：1増改築等：2		G64		㉞の㉞又は㉞の㉞の金額(10%に係る部分のみ)	㉞	G65	
重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㉞の金額を転記してください。				重複適用	G66		
				㉞	G68	00	

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。	G69	
--	-----	--



令和06年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪						
番号	居住の用に供した日等					算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑳	(最高31万5千円)円	7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき					
				令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=	⑳	(最高35万円)円				(最高12万5千円)円					
			中古住宅		⑪×0.007=	⑳	(最高21万円)円									
			平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	(最高50万円)円	(最高12万円)円								
2	認定住宅新得係	令和4年4月中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき		⑪×0.01=	⑳	(最高30万円)円	8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき					
			住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	(最高50万円)円	(最高12万5千円)円									
3	住宅借入金等特別控除の選択	ZEH水準省エネ住宅（※4）	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑳	(最高24万5千円)円	9	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき				
					令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=	⑳	(最高31万5千円)円				(最高12万円)円				
		中古住宅		⑪×0.007=	⑳	(最高21万円)円										
4		省エネ基準適合住宅（※4）	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007=	⑳	(最高21万円)円	10	震災特例法（※5）の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中にその他の住宅に入居又は令和6年中に特例対象個人以外が認定住宅等に入居	⑪×0.009=	⑳	(最高40万5千円)円
					令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=	⑳	(最高28万円)円					令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が認定住宅等に入居	⑪×0.009=	⑳	(最高45万円)円
		中古住宅		⑪×0.007=	⑳	(最高21万円)円					中古住宅又は増改築等		⑪×0.009=	⑳	(最高27万円)円	
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用（1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。）	令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中に入居	⑪×0.007=	⑳	(最高14万円)円	11	令和4年4月中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑳	(最高60万円)円			
				令和4年中又は令和5年中に入居	⑪×0.007=	⑳	(最高21万円)円						(最高60万円)円			
			中古住宅又は増改築等		⑪×0.007=	⑳	(最高14万円)円									
			平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	(最高40万円)円									
6		令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき		⑪×0.01=	⑳	(最高40万円)円									
			住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき		⑪×0.01=	⑳	(最高20万円)円									
（再び居住の用に供したことに係る事項）																
転居年月日		平成令和年 月 日		再居住開始年月日		平成令和年 月 日										
居住の用に供していない期間の家屋の用途		☐ 賃貸の用				平成令和年 月 日 ～ 平成令和年 月 日										
		☐ 空家				☐ その他（ ）										
その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用		【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、（特 ☐ 定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける				【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初め ☐ てその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける										

- ※1 ⑳欄の金額を一面の㉔欄に転記します。
- ※2 ⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 （特例）特別特例取得及び（特別）特定取得については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。
- ※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、（特例）特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
- ※6 「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉔欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉔	(最高40万円)円
			0 0

※ ㉔欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	E01		(3)	E03		※ （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。
(2)	E02		(4)	E04		



(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分)

氏 名

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名			①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①				円
		各共有者の共有持分 ②	—	—	—	
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④				円
		各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦					
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額 ⑧					(A+B+C) 円
	借入金	各共有者の 単 独 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額 ⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る 住宅借入金等 に係る年末残高 ⑩				
		連 帯 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額 ⑪				円
		当該債務に係る 住宅借入金等 に係る年末残高 ⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑦(増改築等の場合は3の⑦)及び2の⑦の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ⑭ ※小数点以下第2位まで書きます。	%	%	%	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭) ⑮	円	円	円	100.00
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮) ⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署のお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。